

妊婦健診公費負担が 2回から5回へ

妊婦一般健康診査（公費負担）が、4月から2回が5回に増えます。
平成19年度中に受診票を交付した人のうち、4月1日以降出産予定の人には、妊娠週数に応じて新受診票との交換をさせていただきます。個別通知でお知らせしますので、母子健康手帳と母子健康手帳別冊を持参の上、居住地の総合支所で、期間内に受診票の交換をお願いします。
なお、期間内に都合が悪い人は、居住地の総合支所市民福祉課までご連絡ください。

【交換期間】
4月1日（火）～15日（火）
※土曜・日曜を除く
午前9時～午後5時

【交換窓口】
居住地の総合支所市民福祉課健康づくり係

【問い合わせ】
各総合支所市民福祉課健康づくり係

春季ポリオ予防接種予定表

ポリオ予防接種は、各総合支所が指定する場所で行います。
春と秋にしかありませんので、体調を整えて早めに受けるようにしましょう。

※BCG予防接種は、定期予防接種の対象期間が生後6カ月までと短いので、未接種の場合は、BCGを優先して接種しましょう。

地区名	月日（曜）	場所	受付時間	持ち物
迫	4月11日（金）	迫保健センター	8：30～13：30	母子健康手帳
	4月18日（金）			
	4月25日（金）			
	4月30日（水）			
登米豊里津山	4月15日（火）	豊里健康管理センター	13：30～14：00	母子健康手帳
	4月22日（火）			
	5月13日（火）			
5月20日（火）				
東和	4月10日（木）	東和地域福祉センター	13：00～13：30	ポリオ予防接種予診票
中田	4月10日（木）	中田保健福祉会館	13：00～13：30	
	4月11日（金）			
米山	4月15日（火）	米山総合保健福祉センター	13：00～13：30	
	4月25日（金）			
石越	4月10日（木）	石越総合支所	13：00～13：30	
	4月11日（金）			
南方	4月9日（水）	南方保健センター	13：00～13：30	
	4月25日（金）			

【問い合わせ】
▶各総合支所市民福祉課 健康づくり係
▶市民生活部健康推進課 健康推進係 ☎ 0220（58）2116

登米市は4月から「景観行政団体」になります

平成16年に景観法が制定され、美しい街並みや良好な景観を作り出すための制度が整備されました。
市では、この景観法を活用して、登米市の魅力や特性を生かした景観づくりを進めるため、県の同意を受け県内市町村では初めてとなる（政令指定都市を除く）景観行政団体に移行します。



景観法とは

景観法とは、わが国で初めての景観に関する総合的な法律です。景観形成に関する基本理念や住民・事業者・行政の三者が行うべき責務を明確にしています。国からの予算措置や税制による支援を受けることが可能となるなど、やる気のある市町村が景観行政の担い手となるよう措置されています。

景観行政団体とは

景観行政団体とは、景観法に基づき、景観に配慮したまちづくりを行うための景観計画を策定することが可能な自治体です。この計画に沿って、登米市独自の景観形成のルールを決定することができるようになります。

景観計画とは

景観計画とは、良好な景観の形成に関する方針や開発、建築などの一定行為に対する規制や景観上重要な建造物、樹木を指定して保全するなど、地域性を生かした景観づくりが可能となります。

今後の予定

景観計画は、平成20年度から21年度までの2年で策定していきます。市民皆さんの意見に沿った景観計画にしていけるため、景観に関するシンポジウムや説明会、意見公募（パブリックコメント）などを行っていく予定です。

【問い合わせ】
建設部都市計画課 計画係
☎ 0220（34）2446

国民健康保険加入者の皆さんへ

1 退職被保険者証の切り替えについて

4月からの医療制度改正に伴い、平成20年4月1日現在65歳以上75歳未満の人の退職被保険者証は、一般被保険者証に切り替わります。

新しい被保険者証は、3月21日（金）以降に区長さんが配布しますので、受領してください。

なお、高齢受給者証および限度額適用認定証も退職用から一般用に切り替わりますので、該当する人には新しい被保険者証と併せて配布します。

※社会保険に加入するなど異動があった場合は、速やかに総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

□被保険者証・高齢受給者証を受領した際に、次の点を確認してください。

- ▶住所、氏名、生年月日の記載に誤りがないか確認してください。
- ▶被保険者証・受給者証を受け取ったら、受領印を押してください。
- ▶有効期限の切れた被保険者証・受給者証は破棄してください。

後期高齢者医療制度に係る被保険者証の取り扱いについて

後期高齢者医療制度に該当する人の氏名が記入されている国民健康保険被保険者証は、該当者のみ有効期限が3月31日です。そのほかの人は、現在の被保険者証がそのまま使用できます。

また、後期高齢者医療制度に該当する人だけの世帯の場合は、有効期限が過ぎたら破棄してください。

2 高齢受給者証の交付について

国民健康保険高齢受給者証を持っている人で、自己負担割合1割の人は、有効期限が平成20年3月31日までとなっています。

新しい高齢受給者証は、3月21日（金）以降に区長さんが配布しますので受領してください。

【問い合わせ】 市民生活部保険医療課 国民健康保険係 ☎ 0220（58）2166

「空き家情報バンク」を実施します

市では、人口増加と定住促進とともに市民と都市などの住民との交流拡大を進め、地域の活性化を目指して、市内にある空き家を活用する「空き家情報バンク」を実施します。

◇「空き家情報バンク」とは

これは、市内で譲渡または賃貸借できる空き家を持っている人から、その情報を登録してもらうことで、移住・利用したいと考えている人が条件に合う住宅を見つけやすくするものです。

利用できる空き家の情報や空き家の利用を希望する人は、登録をお願いします。

◇空き家情報および利用希望者登録の方法

登録用の申込用紙に必要事項を記入の上、企画部企画振興課（市役所迫庁舎2階）へ提出していただきます。詳しくは企画振興課にお問い合わせください。

【注意事項】

- ①登録物件が必ず売買または賃貸借できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ②市では、情報の紹介や必要な連絡調整などを行いますが、所有者などと利用希望者間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約などに関する仲介行為は行いません。
- ③空き家の登録に当たっては、トラブル回避のため原則として不動産業者や宅建業者などの仲介業者の利用をお願いします。

【問い合わせ】

企画部企画振興課 企画調整係
☎ 0220（22）2147 FAX 0220（22）9164
✉ kikakushinko@city.tome.miyagi.jp

【登米市空き家情報バンクイメージ図】

